

飯田市役所地球温暖化防止実行計画 (第2次改訂版)

平成24年3月

飯 田 市

目 次

第1章 計画策定の背景	2
1 地球温暖化問題とは	2
2 地球温暖化の影響	2
第2章 実行計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の適用範囲	3
3 計画の対象とする温室効果ガス	3
4 計画の期間	3
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	4
1 温室効果ガスの排出状況	4
2 削減目標	4
3 目標の見直し	5
第4章 取組み内容	5
1 重点取組み事項	5
2 具体的な取組み事項	5
第5章 計画の推進体制	7
1 推進体制	7
2 実施状況の点検方法	8
3 実施状況の公表	9

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題とは

地球は、太陽光のエネルギーにより地表を暖められていますが、その一部は、暖められた地表から宇宙に向けて放射されています。この熱が、大気中にある二酸化炭素などの温室効果ガスによって吸収され、再び地表に戻されることで、地球は生物が生きるのに適した気温に保たれています。

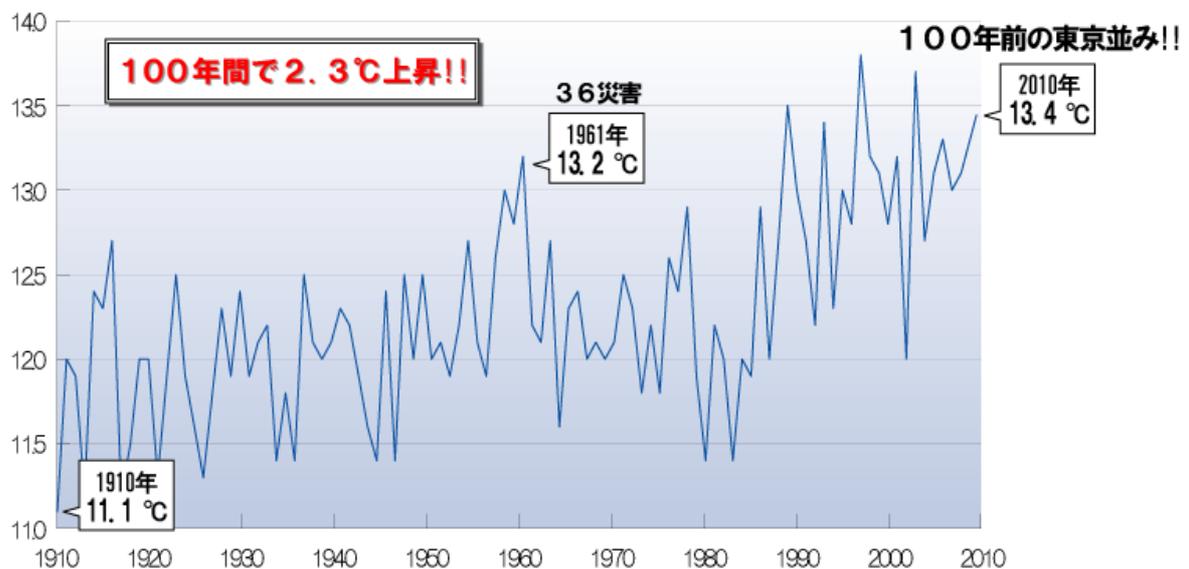
しかし、18世紀後半の産業革命以降、人間が石炭や石油などを大量に燃焼させるようになると、二酸化炭素などの排出量が急速に増えたために、近年、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球規模での気温上昇が進行し、気候や生物に対し深刻な影響を及ぼす恐れが生じています。これが地球温暖化問題です。

2 地球温暖化の影響

これから更に平均気温が上昇すると、強い熱帯性の低気圧が増加し、台風の発生回数の増加による激しい風雨により、自然災害の危険性が高まります。また、猛暑日や熱帯夜が大幅に増え、熱波により熱中症患者が増加し、デング熱、日本脳炎、コレラ等が発生する可能性が高まります。

世界の平均気温は、1990年に比べて今世紀末に最悪6.4℃上昇すると予想されていますが、温室効果ガスの排出量を2050年までに現状から半減させれば、上昇は2℃程度まで抑えられ、地球温暖化による重大な被害を回避することができるとした報告書も出されています。それでも1.5℃～2.5℃の温度上昇で生物種の20～30%で絶滅の危険性が高まるほか、洪水や台風による被害が増え始め、3℃を超えると水不足にさらされる人口が現在より数億人増加し、熱波等による病人や死者の数が増えるなど被害が大きくなると予想されています。

飯田市においても1910年から2010年の約100年間で、年間平均気温が約2.3℃上昇しました。



飯田市における年平均気温の推移

第2章 実行計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年深刻化する地球温暖化問題を踏まえ、1997年（平成9年）12月には、京都で「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」が開催され、わが国は温室効果ガスの総排出量を2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの目標期間中に、基準年である1990年（平成2年）と比較して6%削減することを目標とする「京都議定書」が採択され、2005年（平成17年2月）に発効されました。これを受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、事務事業に係る「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、公表することが義務付けられました。

飯田市では、平成8年から目指すべき都市像として「環境文化都市」を掲げ、地域が一丸となって様々な温暖化対策に取り組んでいます。飯田市役所も環境文化都市「飯田」の一員として、平成12年1月に県下自治体で最初に環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO 14001」を取得し、平成15年1月には「ISO 14001自己適合宣言^{*1}」を行い、市の事務事業における環境改善、環境負荷低減行動に取り組んでいます。

また、平成19年3月には「飯田市環境文化都市宣言」が採択され、平成21年1月には、国から「環境モデル都市」の選定を受け、地球温暖化防止政策を推進する主体として、自らの事務事業により排出される温室効果ガス削減に向けて率先して行動していくため、平成21年3月に「第1次飯田市役所地球温暖化防止実行計画」を策定しました。

このたび、「第1次飯田市役所地球温暖化防止実行計画」の計画期間(平成21～23年度・3ヵ年)の終了に伴い、平成24年度からの温室効果ガス削減目標と環境に配慮した行動目標を示す「飯田市役所地球温暖化防止実行計画（第2次改訂版）」を策定し、ISO 14001自己適合宣言の成果を踏まえ、引き続き環境保全に配慮した事務事業を推進していきます。

2 計画の適用範囲

本計画の対象とする範囲は、市役所 ISO 14001 適用サイト、市立病院、学校・保育園等のいいむす21^{*2}の適用サイトにおける全ての事務事業とします。

なお、指定管理制度を導入する施設については対象外とします。

3 計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガス6種類のうち、二酸化炭素以外のガスは、全体の数%しか占めないため、この実行計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）のみとします。

4 計画の期間

本実行計画の期間は、新庁舎の建設及び現庁舎の改修工事が行われる平成24年度から平成26年度までの3ヵ年とします。

^{*1} ISO 14001 自己適合宣言：適用規格との適合を、自己責任により自己決定するもの。平成15年に全国の自治体で初めて宣言した。

^{*2} 学校・保育園等のいいむす21：飯田市役所の環境マネジメントシステムに準じた、学校(調理場の一部を含む)、幼稚園、保育園(療育センターひまわりを含む)向けの独自の環境マネジメントシステム。

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 温室効果ガスの排出状況

当計画の範囲における飯田市役所の事務、事業によって排出される温室効果ガスについて、基準となる平成22年度の温室効果ガスの排出状況は下記のとおりです。なお、排出起源は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、石油ガス、天然ガス、電気によるエネルギー使用から発生する二酸化炭素です。

排出要因	活動量	二酸化炭素換算 排出量 (t-CO ₂)
電気の使用	25,973,795 kWh	14,571
燃料の使用		
ガソリン	192,863 l	448
灯油	657,160 l	1,636
軽油	27,561 l	71
重油	840,038 l	2,276
液化石油ガス(LPG)	65,768 l	197
都市ガス	63,492 m ³	196
二酸化炭素総排出量		19,395

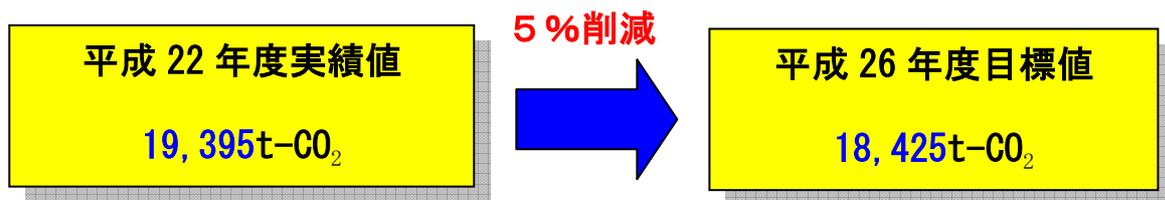
2 削減目標

市の事務事業の遂行に伴い排出される温室効果ガスの排出量を、目標年度である平成26年度までに平成22年度を基準として、5%削減することを目標とします。

第1次実行計画では、平成19年度を基準年とし、平成23年度までに2%削減の目標を定めましたが、その達成状況は、平成20年度△1.5%、平成21年度△3.6%、平成22年度△1.5%であり、平均すると2.2%の削減となりました。さらに、平成23年度は節電の強化により、2%以上の削減が見込まれます。これらの実績を受けて、本計画（第2次改訂版）の削減目標率は、第1次実行計画期間中の実績値よりさらに高い目標値を掲げることとします。

なお、適用範囲の拡大等により、第1次実行計画で把握してきた排出量を基準とすることができないため、本計画の基準値となる平成22年度実績値及び目標値については、改正省エネ法を踏まえて、全部署から集計した数値を基に新たに算出しています。

また、温室効果ガスの排出を伴う事務事業は、気象条件や社会条件の変化により項目別排出量が変動しやすい状況にあること、及び施設の運営方法の変更や新設による増減も考えられるため、温室効果ガス排出量の総量の削減を目指すものとします。



3 目標の見直し

計画期間中の事務事業の動向や取組み状況、技術の進歩等を踏まえて、必要に応じて目標等の見直しを行います。

第4章 取組み内容

東日本大震災や世界の原油価格高騰などを踏まえ、市では、第2章「2 計画の適用範囲」に定める全施設が、EMS（環境マネジメントシステム）を通じて、継続的に温室効果ガス削減の取組みを行います。なお、適用範囲外の施設については、市の実行計画に準じた取組みを行うよう要請するものとします。

1 重点取組み事項

- (1) ピーク時における電力使用の抑制
- (2) 冬期間の燃料使用の抑制
- (3) 平常時における節電の励行
- (4) 各課は、「ISO 14001」や「いいむす21」で掲げた節電やエコに関する独自の目標に向けて取り組む。
- (5) 他団体が主催する省エネ推進活動への積極的な参加

2 具体的な取組み事項

- (1) 電気使用量の削減
 - ア 毎日、退庁時に各自がパソコンやプリンターなどのOA機器の電源オフの確認を徹底するとともに、電気機器などは待機電力削減のため、電源やコンセントを抜いて帰る。
 - イ 各職場で複数台のプリンターを有する場合は、電力使用ピーク時を目途に、電源を切り、使用をしない。
 - ウ 本庁舎2階、3階の廊下の蛍光灯は間引きする。
 - エ パソコンの電源設定は、モニター電源は15分、システムスタンバイは20分を目途に設定し、長時間席を離れるときや昼休み時間はシャットダウンする。
 - オ 給茶機や電気ポットは、ピークカットに貢献するため、季節に応じ、ピーク時の使用を極力控え、マイポット持参に心掛ける。
 - カ 職場にある冷蔵庫は、中身を常に点検し、設定温度は「中」以下にする。

- キ 各職場の照明については、LED化を推進し、時間外勤務時にはスタンドを活用して天井照明をできるかぎり消灯する。
- ク 本庁舎の冷暖房は、夜間及び土曜日・日曜日に冷暖房を使用する場合があるので、スイッチを切って退庁する。
- ケ デマンド監視装置^{*3}を有効活用し、節電に努める。
- コ 地域ぐるみ環境ISO研究会^{*4}の構成事業所として、「省エネ一斉行動週間」の取組みに積極的に参加する。

(2) 燃料使用量の削減

- ア アイドリングストップの励行、急発進、急加速、無駄な空ぶかしをしない等のエコドライブを実践する。
- イ 公用車の相乗り、出張時における可能な限りの公共交通機関の利用、近距離移動における徒歩や電動アシスト付自転車の利用を推進し、公用車の使用抑制を図る。
- ウ 導入した電気自動車を公用車として積極的に使用する。また、公用車の更新の際に、低公害車、低燃費車はもとより、社会での普及状況に応じて、プラグインハイブリッド車、電気自動車等の次世代車両の導入に努める。
- エ 「ノーマイカー推進手順」により職員のマイカー通勤を自粛し、相乗りや公共交通機関、自転車の利用を促進する。

(3) 省エネルギー機器、新エネルギー機器等の導入

- ア LED等次世代照明器具を公共施設や防犯灯などの公共的設備で活用することで、日常的に長時間にわたって業務で使う照明を省エネ型に転換し、電気使用量を抑える。
- イ 普及啓発効果の高い施設（小中学校等）を中心に、木質バイオマス機器（ペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブ等）を暖房器具更新時に順次導入し、灯油使用量の抑制を図る。
- ウ 日照時間に恵まれた地域特性を生かし、公共施設での太陽エネルギー（太陽光・太陽熱）利用を推進し、化石燃料使用の抑制を図る。
- エ 市立病院において、蒸気ボイラーを更新することで高効率機器への転換を図る。
- オ 公共施設の建て替え、冷暖房機器等の更新時には、再生可能エネルギー機器や、高効率省エネルギー機器の積極的な利用を図る。

(4) グリーン購入の推進

- ア 「飯田市グリーン購入調達方針」に基づき、可能な限り判断基準を満たす物品等を購入する。
- イ 方針に掲げた特定調達品目について、目標調達率を80%以上と定め、判断基準を満たす環境に配慮した物品等の購入を推進する。
- ウ 特定調達品目以外の物品等の購入についても、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参考にし、可能な限りグリーン購入に努める。

^{*3} デマンド監視装置：消費電力を抑えるため、あらかじめ設定した電力値を超過しそうな場合に、警報を出して電力消費の抑制を促すための装置。

^{*4} 地域ぐるみ環境ISO研究会：平成9年に市内のISO14001を取得している9社により発足。現在、飯田下伊那の31事業所(飯田市役所を含む)が、環境ISOをキーワードに連携し、それぞれの事業所の枠を超え、「点から面」を合言葉に地域全体で環境改善活動を展開することを視野に入れて活動している。

(5) その他の取組み

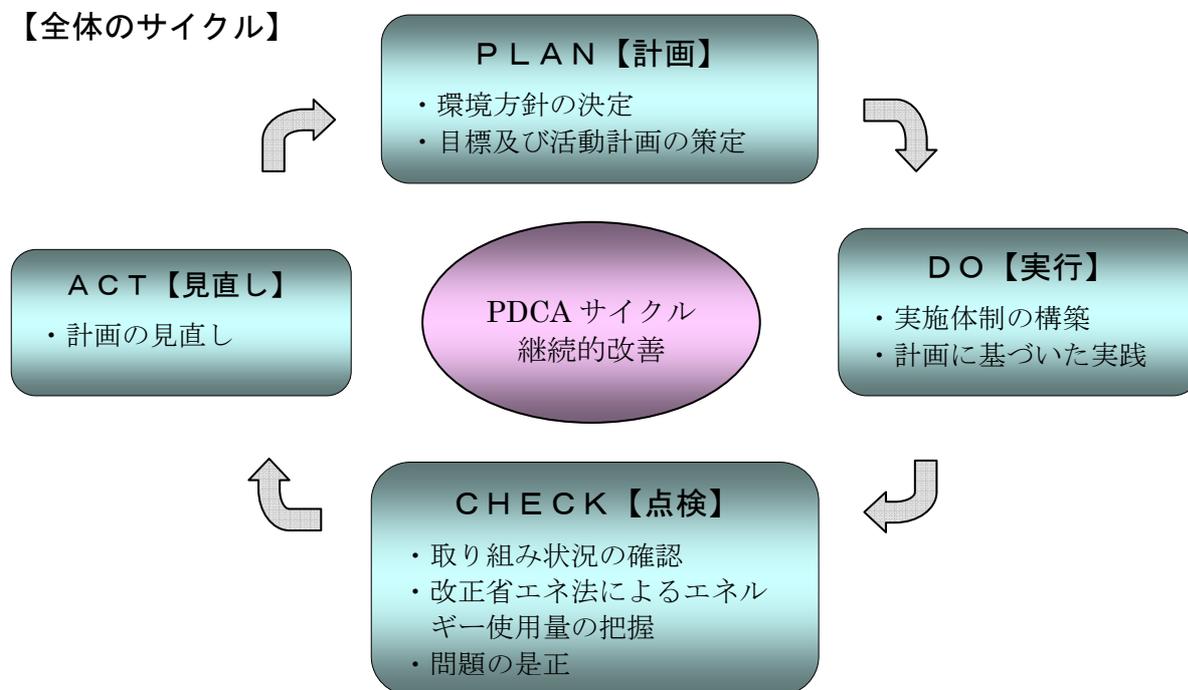
- ア 「緑のカーテン」の取組みにより、環境美化と夏の省エネルギーに努める。
- イ クールビズ・ウォームビズにより衣服による体温調整を図り、冷暖房の適切な温度設定をする。
(暖房：19℃以下、冷房：28℃以上)
- ウ 公共施設に雨水貯留タンクを設置し、水道水の節約を図る。(※下欄参照)
- エ 事務執行上不要になった事務機器等については、庁内 LAN に情報を掲載するなどして、他の部局での再利用を促進する。
- オ 会議、講演会等において、「リターナブル瓶^{*5}」、「いい水だ^{*6}」の活用を推進する。(※※下欄参照)
- カ 「公共工事環境配慮手順」により公共工事の計画、設計及び施工において環境配慮を促進する。
- キ 市立病院において、年度毎に「省エネルギー推進委員会事業計画」を策定し、院内共通の取組みを行う。
- ク (1)～(5)に掲げた内容の他、地球温暖化防止につながる取組みがあれば積極的に実施する。

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

環境マネジメントシステムを活用したPDCAサイクルの運用により、次のとおり推進体制を構築し、継続的な環境負荷の低減を図りながら本実行計画を推進します。

【全体のサイクル】



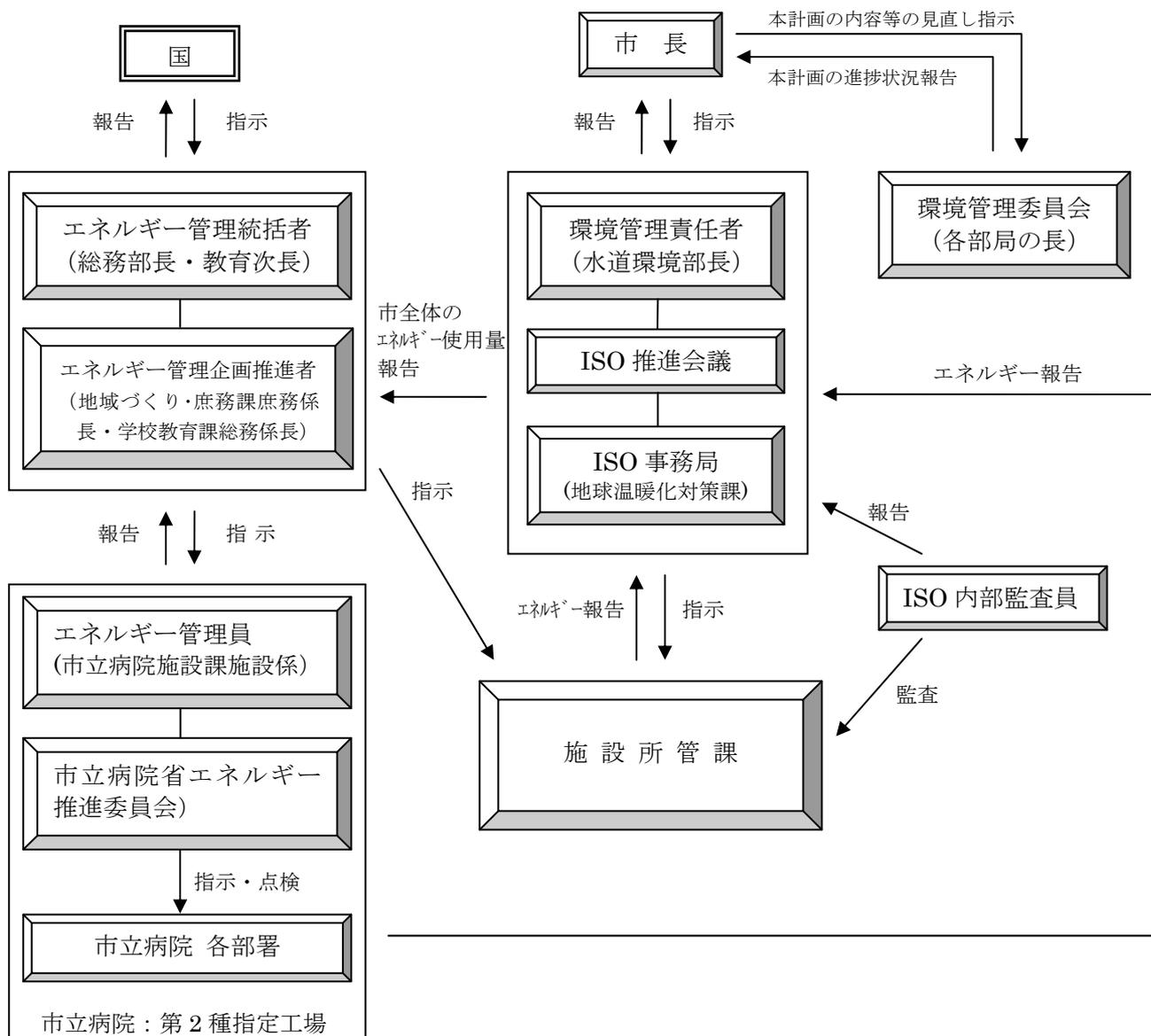
^{*5} リターナブル瓶：繰り返し使用（リユース）できる瓶。

^{*6} いい水だ：平成23年度に、飯田田野底浄水場の水道水を500ml入りペットボトルとして製品化したもの。

※水道水の節約を図ることは、水をダムなどの水源から取水し、浄水場で浄水処理し、各家庭まで配水する過程で排出される電気等のエネルギー使用量を抑制することになり、CO₂排出量の削減につながる。

※※リターナブル瓶等の利用は、スチール缶、アルミ缶、調味料などに使われる使い捨てのびん等に比べ、飲料容器の原料の調達から製造、廃棄までの過程における電気や燃料の使用量が少なくすみ、CO₂排出量の削減につながる。

【組織間の体制図】



2 実施状況の点検方法

(1) エネルギー使用量（温室効果ガス排出量）の把握

- ①施設所管課のエネルギー使用量は、飯田市役所環境マネジメントシステムにより ISO 事務局が取りまとめ、エネルギー管理統括者に報告します。
- ②市立病院のエネルギー使用量については、エネルギー管理員が取りまとめ、ISO 事務局を経由してエネルギー管理統括者に報告します。

(2) 取組み内容の点検

本計画に掲げる取組み目標において、その達成状況は、毎年全部署を対象に行われる「ISO内部監査」または、市立病院における「省エネルギー推進委員会」において点検を行います。

(3) 取組み内容の改善

- ①施設所管課等の長及び市立病院各部署の長は、エネルギー使用量の実績値に異常を認めた場合は、原因を特定し、直属の上司に口頭により報告します。また、当該上司は必要に応じて該当課等の長及び関連課等の長に是正処置を指示します。
- ②本計画における取組み内容及び目標値は、環境管理責任者とエネルギー管理統括者で協議し、必要に応じて環境管理委員会の審議を経て、内容等の見直しを行い翌年度へつなげます。

3 実施状況の公表

本計画の進捗状況等については、市のホームページ等により公表します。